

「マイナンバー」で 何がどのように変わるのか

マイナンバー制度が導入されれば国民の生活が変わるだけでなく、税務や社会保険関係の業務を中心に影響が生じることが想定される。この制度の概要を解説し、業務への影響についてまとめる。

NTTデータ経営研究所
シニアコンサルタント

小林 洋子

社会保障と税に共通する番号制度を導入するための「マイナンバー法案」（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案）が国会に提出され、審議入りが注目されています。現時点（7月9日）では、

成立するかは予断を許しませんが、法案どおり成立すれば、2014年半ばに国民と法人に固有の番号が交付され、2015年1月以降に社会保障分野、税分野、防災分野の可能なところから利用が開始されます。

「番号制度」は公平な社会保障

制度をつくるためのインフラとして設計されています。

今回の制度のポイントは、給付のための番号という国民の側に立った視点から考えられており、所得把握をするための納税者番号ではないことです。

受給資格がある人に社会保障を確実に給付し、「真に手を差し伸べるべき者」には給付を充実させるなど、社会保障をこれまで以上にきめ細やかに的確に行なうことを政府は目指しています。

そのために番号制度でより正確に所得を把握し、負担と受益の状

況を政府と私たち自身に「見える化」しようとするものです。

行政機関や民間企業において事務処理のIT化が進むなかでも、個人や法人、事業所を特定する固有の番号はありません。そのため、次のような問題がありました。

- ・失業時や被災したときなど個人がリスクに直面した際、自分の世帯や所得、被災状況から得られる支援をまとめて見つけることができない

- ・関連する制度でも個別に申請・受給判定が必要となる
プライバシーの保護に配慮する

必要はあるものの、番号制度が整備されれば、国民1人ひとりを正確に特定し、関係者の間で必要な情報を連携できるようになります。受給資格を制度横断的に確認したり、東日本大震災のような災害時にどこに避難していてもそれぞれの状況に合った支援を届けたりと、といったことが可能になるのです。

**マイナンバーは限定的に
法人番号は広く活用**

番号は個人と法人に交付されま

図表1 マイナンバーの主な利用範囲

社会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ・国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ・国家公務員共済組合法等による年金である給付の支給に関する事務 ・確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ・独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務など
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用 ・雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ・労災保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務など
	福祉分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続き、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用 ・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ・母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ・障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ・特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ・生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ・介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ・健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ・独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ・公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用
	防災分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務その他地方公共団体の条例で定める事務等に利用

出典：内閣官房 国会提出法案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（マイナンバー法案）概要

す。このうち個人に交付される番号は「マイナンバー」と呼ばれ、日本に住んでいる日本国民と外国人を対象に付番し、市町村から書面で1人ひとりに通知されます。マイナンバーは住民基本台帳に登録されている最新の4情報（氏

名・生年月日・性別・住所）と関連付けられます。住所や氏名が変わってもマイナンバーは原則として変わりません（変更が認められるのは、漏えい時など一定の要件に該当した場合に限られます）。

法人に交付される法人番号は、登記のある法人に使われている会社法人等番号を基礎に振り出します。登記のある法人のほか、国の機関、地方公共団体、法令に基づき設置されている登記のない法人、一定の人格のない社団等に付番され、国税庁から通知されることになっています。

番号は社会保障、税、防災に関連する手続きや事務に共通して使われます。ただし、マイナンバーについては個人情報保護の観点から、使うことができる事務や手続きが法律に明記されています（マイナンバー法案別表第二）。

利用範囲が列挙されたものに限定されるポジティブ・リスト方式で、法律に規定されていない場合にマイナンバーの提供を求めることは禁止されます。一方、法人番号は原則として公表され、使い方に法的な制限がなく民間で自由に利用できます。

その主な利用範囲をまとめたのが図表1です。

社会保障や税務手続きなどの行政事務のための利用が中心で、いまでも様々な方法で関係機関同士で情報を連携しているものがほとんどです。これを見て「行政事務の

ための番号だ」「国民や事業者にメリットがない」と誤解されることがありますが、政府の方針は可能などから導入を始めようというものです。

番号制度の要は民間企業

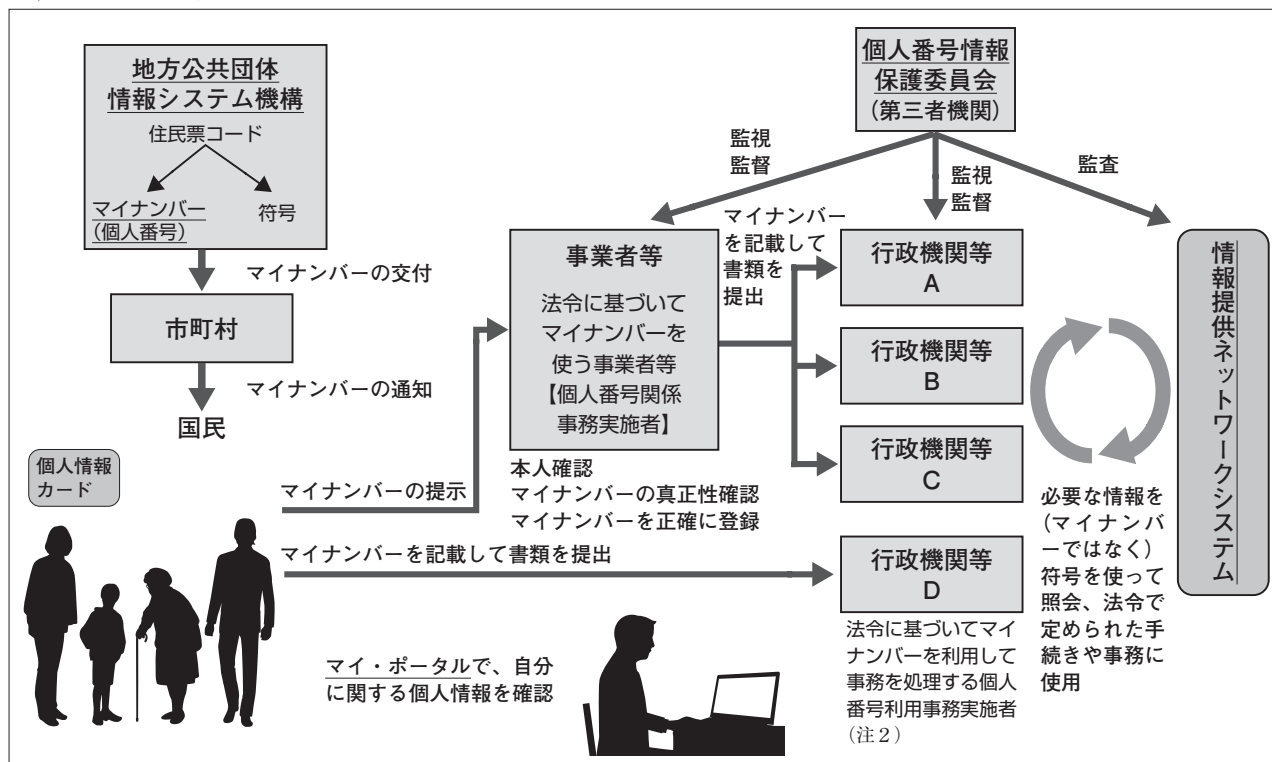
マイナンバーが発行・活用されるイメージをまとめたのが次頁図表2です。市町村を通じて交付されたマイナンバーは、「情報の収集」と「情報の名寄せ・突合」の主に2つの場面で使われます。

まず、私たち国民が直接あるいは事業者を通じて間接的に、法令でマイナンバーを利用して事務処理を行なうことが認められた行政機関等に、情報を提供する局面（情報の収集）で使います。

確定申告などの手続きの際に、申告書や申請書に自分の氏名、住所に加えてマイナンバーを記載することになります。

このほか、勤務先や金融機関などの源泉徴収義務者、代理人など法令で定められた事務に関わる申請や届出を他人のために行なう者（個人番号関係事務実施者）から提示を求められた場合に自分のマ

図表2 番号の発行・活用イメージ



注1：下線部分がマイナンバー法案で新設される組織や仕組み

注2：個人番号利用事務実施者は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人、関係機関（日本年金機構、医療保険者等）を指す

マイナンバーを提示します。

本誌読者の多くはこの「個人番号関係事務実施者」に該当します。

個人番号関係事務実施者は、本人から提示されたマイナンバーを書類に記載して関係当局に提出します。収集された情報は名寄せ・突合され、社会保障給付の該当者の割出しや給付手続き、保険料の納付や納税などに活用されます。

事務処理にあたって、他の行政機関等が保有している情報が必要な場合は、法令で定められた場合に限って提供を求めることができます。

行政機関等同士で必要な情報のやり取り（情報の連携）をすることと、同じ情報を何度も提出する必要がなくなれば、国民や事業者の負担は軽減されます。

逆に言うと、番号制度のメリットは、番号とセットで情報がどれだけ収集され幅広い機関間で活用されるかにかかっています。この点で個人番号関係事務実施者は番号制度が機能するための「要」といえるでしょう。

一方、番号で特定された個人情報が多様な機関同士でやり取りされることに不安を覚える方も少なくないでしょう。

そうした懸念に対しては、前述したポジティブ・リスト方式による利用制限がかけられるほか、情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供を行なう際はシステムのなかだけで使われるマイナンバーとは別の識別子（符号）を使うことや、法令に基づいて特定個人情報情報が適切に使われているかを本人と専門家がチェックする仕組み（マイ・ポータル、個人番号情報保護委員会）が設けられます。

企業の実務にどう影響するのか

番号制度の民間企業（個人番号関係事務実施者）への影響は、「番号記載義務」と「個人情報保護」への対応があります。

まず番号記載義務ですが、1つは顧客や従業員、従業員の被扶養者といった「他人」のマイナンバーを記載しなければならないケースが生じることです。このとき、他人のマイナンバーと資料の提出者として自社の法人番号を記載することになります。もう1つは、法人税の申告書など、企業としての「本人」の手続きの際に法人番号を記載することです。

記載義務がどのような範囲に課せられるかというと、今国会では、マイナンバー法案とともに関係する27の法律の改正が予定されています。国税通則法などが改正されれば、税務署長等に提出する申告書や申請書、法定調書の記載事項に、提出者や控除対象の配偶者、扶養親族などの金銭受領者等についてマイナンバーを記載しなければならなくなります。

なお、本人に対しても、税務関係書類を税務署長等以外の、たとえば源泉徴収義務者等に提出する際にマイナンバーを提供する義務が課されます。地方税については関係法律の整備等法案には含まれていませんが、地方税法施行規則など、関連する省令で義務化される可能性はあるでしょう。社会保険関係の義務化については、いまのところ示されてはいません。

国税関係の記載義務は、施行日以後に課税期間が開始する申告書や施行日以後に生じる支払いの支払調書に適用されます。仮に施行日を2015年1月とすると、源泉徴収票の場合、最初に番号を記載して提出するのは2016年1月になります。

マイナンバーを記載する初回に

は一連の事務が発生します。従業員などにマイナンバーの提供依頼をし、マイナンバーを本人が記載した書類を集め、本人確認とマイナンバーの真正性を確認したうえで記録し、マイナンバーを記載した書類を提出します。

マイナンバーの収集に先立ち、従業員などへの説明や、関連業務をシステム化している場合はシステム対応が必要となります。

なお、各種控除は本人以外に扶養家族など控除対象者のマイナンバーも記載していなければ受けられなくなりそうです。そのことについても十分な説明が必要でしょう。

また、マイナンバーが本人に通知されてから実際に提供が求められるまで期間が空きますので、通知書が届いた時点（新入社員は入社時点）でマイナンバーを聞いておく工夫も考えられます。

マイナンバーの真正性を確認するには、番号制度に伴って導入される「個人番号カード」を使う方法があります。個人番号カードは券面に氏名、住所、生年月日、マイナンバー、顔写真、その他個人を識別するものが記載される予定で、本人の申請によって市町村で発行されます。

制度導入当初は、市町村から本人宛てに送られるマイナンバーの通知書を番号確認のために使うことも考えられます。

事業者に求められる個人情報保護対応

個人情報保護対応については、マイナンバーの漏えい、滅失・毀損の防止、その他マイナンバーの適切な管理に必要な措置を講じることが求められます。

マイナンバー法案の規定によるものを除いて、特定個人情報の収集、保管、特定個人情報ファイルの作成は禁止されています。また、たとえ本人の同意があっても、第三者への目的外提供も禁止されています。

ここで注意していただきたいのは、特定個人情報の数による線引きがないことです。個人情報保護法では、個人データの数によって義務の対象外となる「小規模事業者」の概念がありますが、マイナンバー法案ではそのような線引きは設けられていません。また、特定個人情報の取扱いについては、委託先や従業員個人も義務の対象となります。

具体的な対応について、個人情報保護委員会が適切に管理するためにどのような措置を講じるべきかのガイドラインを作成・公表することになっています。現行のスケジュールによれば、このガイドラインは年内には公表されると想定されます。

◇ 今回解説した内容について、民間事業者の立場からすると「負担が増えて困る」というのが正直な感想でしょう。

ただ、マイナンバー法案で規定された用途は最初の一步でこれに留まるものではありません。たとえば法定調書の提出にかかる負担の軽減などが期待されています。また、法人番号の活用場面について、自治体や税目別に別々に管理されている税分野の番号を整理したり、厚生年金保険、健康保険、労働保険ごとに別々に適用されている社会保険分野の番号を整理することで、届出や申請のワンストップ化や証明書取得作業の削減に向けた検討が始まっています。

一時的に業務が煩雑になっても、将来的な負担軽減のメリットに向けた第一歩と捉えられるのではないでしょう。

こばやし ようこ NTTデータ経営研究所 シニアコンサルタント。「知りたい！聞きたい！番号制度」(<http://www.keitken.co.jp/bangoseido/index.html>) にて番号制度の解説と最新情報を提供中。